

都立高等学校オンライン申請受付システム 申請者向け操作マニュアル

⑤奨学のための給付金編－ 2

奨学のための給付金を申請するための専用マニュアルです。

2024年2月

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課経理担当

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/8) 1

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問 \(FAQ\)](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)[申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (2/8)

留意事項
好表示

1

*支給対象世帯の該当区分を選択してください。

☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯☐ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない

2

次へ

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

1 支給対象世帯の該当区分について入力します。

「都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない」を選択した場合
⇒P.17

2 「生活保護（生業扶助）受給世帯」を選択した場合、「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.23

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（申請者・生徒情報）を入力 3 申請情報（提出書類・収入状況選択）を入力 4 申請情報（保護者情報）を入力 5 申請情報（扶養者情報）を入力 6 申請情報（扶養者情報2）を入力 7 申請情報（委任状確認）を入力 8 申請情報の確認 9 申請完了

B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8）2



ホーム

申請履歴

よくある質問（FAQ）

利用ガイド

山田 一郎

＜ 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8）

留意事項
非表示

※支給対象世帯の該当区分を選択してください。

- ☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯
- ☒ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯で、生活保護（生業扶助）を受給していない

1

※就学支援金等の申請時に収入状況確認書類（個人番号（マイナンバー）カードの写し等・基準日以降に発行された課税証明書等）を提出していますか。

- ☐ はい
- ☒ いいえ

※提出する書類について下記よりお選びください。

- ☐ 個人番号（マイナンバー）カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書（課税証明書、生活保護受給証明書等）を提出します。
- ☒ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書を提出しません。
所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

前の 3

次へ

**「都道府県民税所得割及び区市町村
民税所得割が非課税の世帯で、生活
保護（生業扶助）を受給していな
い」を選択した場合**

1 就学支援金等の申請時に収入状況確認書類の提出有無と個人番号カードの写し等の提出について入力します。

2 収入状況確認書類を就学支援金等の申請時に提出済または今回提出する場合、【保護者等の収入の状況】を入力します。
⇒P.18へ

3 「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2

【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意
表示

以下の入力上の注意を確認のうえ、入力してください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

- a. 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b. 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c. 法人である未成年後見人

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8） 3

1 【保護者等の収入の状況について】

入力上の注意 ☒ 表示

必ず確認の上、入力をしてください。

イ、保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。

- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童福祉施設長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- e その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ、①（親権者（両親）2名分）、③（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合）又は⑤（主たる生計維持者2名分）に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。

ハ、②（親権者1名分）に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

ニ、②（親権者1名分）の「家庭の事項によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事項によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、③（主たる生計維持者1名分）及び⑤（生徒本人）に含まれます。

ホ、⑤（主たる生計維持者1名分）又は⑤（生徒本人）に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を学校に提出してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

生計維持者について

イ、生計維持者とは、生徒に父母がいる場合、当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）生徒に父母がいない場合又は生徒が以下a～gに掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- a 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第3項の規定により同法第6条の4に規定する児童に委託されていた者又は同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- b 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第3項の規定により同法第6条の3第6項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同法第41条に規定する児童が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- c 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- d そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ、令和3年度以前に当該高等学校等取組に入學した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ、①（親権者（両親）2名分）に該当するときは、父母全員の課税証明書を添付してください。

ニ、②（親権者1名分）に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

ホ、②（親権者1名分）の「家庭の事項によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・薬物乱用・家族対立がでない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事項によりやむを得ず、父母全員の課税証明書を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれが該当するものを選択してください。

ヘ、⑤（主たる生計維持者1名分）又は⑤（生徒本人）に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

1 「保護者等の収入状況について」「生計維持者について」の入力上の注意をよくお読みください。

次のページに続きます

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



B 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（2/8） 4

1

次の者の個人番号（マイナンバー）カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

*以下から該当するものを選択してください。

- ① 親権者（両親）2名分
生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
- ② 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
離婚、死別等により親権者が1名の場合
親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入に関する証明書を提出できない場合（専攻科のみ） 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合
- ③ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
未成年後見人が選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
- ④ 主たる生計維持者2名分（両親等、生徒の生計をその収入により維持している者）
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑤ 主たる生計維持者1名分
生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合
- ⑥ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合
未成年であるが、都（道府県）民所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とするのは「父母」と読み替えるものとする。

2

③を選択
した場合

③を選択された方はご入力ください

*未成年後見人の人数（半角） 例：1

1

「次の者の収入に関する証明書を提出しています。」について、①から⑥のいずれかを選択します。

2

③を選択した場合、付随する情報を入力します。

3

「次へ」ボタンをクリックします。

- ①、③(未成年後見人2名)、④の場合
⇒P.20へ
- ②、③(未成年後見人1名)、⑤の場合
⇒P.21へ
- ⑥の場合
⇒P.22へ

3人以上未成年後見人がいる場合は生徒様のお通りの学校までお問い合わせください。

前の 3 次へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

申請選考画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

保護者等の収入状況について

保護者等1情報（システム上で利用中の方）

保護者等1の氏名（漢字）：
山田 一郎

保護者等1の氏名（かな）：
やまだ いちろう

保護者1との続柄：
父

※その年の1月1日現在の市町村単位での住所を入力してください。

*都道府県（保護者等1）：
東京都

*市区郡（保護者等1）：
目黒区

*町丁目（保護者等1）：
新町

保護者等2情報（システム上で利用されていない方）

※保護者等の氏名は、マイナンバーカードの顔写真と一致するように入力してください。マイナンバーカードを提示できない方は、住民票（※）を提示してください。保護者等2の氏名は、マイナンバーカードの顔写真と一致するように入力してください。

*保護者等2の氏名（漢字）：
例：山田

*保護者等2の氏名（かな）：
例：やまだ

*保護者2との続柄：
例：母

※その年の1月1日現在の市町村単位での住所を入力してください。

☐ 保護者等1と同一住所の場合はこちらを選択してください。

*都道府県（保護者等2）：
東京都

*市区郡（保護者等2）：
目黒区

*町丁目（保護者等2）：
新町

※収入の修正申告や保護者の更正決定による市町村単位の住民票の記載（世帯主・世帯員）の変更や世帯・住所、電子納税等による保護者等の変更があった場合には、変更が反映されるまで、必ず学校に連絡してください。

3 次へ

①、③（未成年後見人2名）、④の場合

① 保護者等①の情報をご確認のうえ住所を入力します。

② 保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。

③ 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

＜ 申請選択画面に戻る

1

②、③（未成年後見人1名）、⑤の場合

1 保護者等の情報をご確認のうえ住所を入力します。

2 入力を終わたら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

＜ 申請選択画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

保護者等の収入の状況について

生徒の氏名（漢字）：
山田 太郎

生徒の氏名（かな）：
やまだ たろう

生徒との関係：
本人

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

※保護者（保護者等）
市区町村（保護者等） 例：新宿区

※収入の修正や世帯の更正決定による市区町村民の保護給付（奨励給付）又は市区町村民の保護給付の災害や世帯・死亡、養子縁組等による保護給付の災害があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

2 次へ

⑥の場合

- 1 生徒の情報をご確認のうえ住所を入力します。
- 2 入力を終わたら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.24へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



C 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（3/8）

＜ 申請選考画面に戻る

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請 (3/8)

保護者等①の収入状況について

保護者等①情報（システム上で利用中の方）

※保護者等の氏名は、マイナンバー-通知票に記載のとおりに入力してください。やむを得ずマイナンバーを提出できない方は、住民票（※）調製送付票、住民票別紙通知票または生活保護受給証明書に記載のとおり入力してください。

*保護者等①の氏名 姓（漢字） 例：山田

*保護者等①の氏名 名（漢字） 例：一郎

*保護者等①の氏名 姓（かな） 例：やまだ

*保護者等①の氏名 名（かな） 例：いちろう

*主従との関係

なし...

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

*郵便番号（保護者等①）

なし...

*市区部（保護者等①） 例：新宿区

以下から該当するものを選択してください。

☐ 上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出る

☒ 上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出る

保護者等②情報（システム上で利用されていない方）

※保護者等の氏名は、マイナンバー-通知票に記載のとおりに入力してください。やむを得ずマイナンバーを提出できない方は、住民票（※）調製送付票、住民票別紙通知票または生活保護受給証明書に記載のとおり入力してください。

*保護者等②の氏名 姓（漢字） 例：山田

*保護者等②の氏名 名（漢字） 例：花子

*保護者等②の氏名 姓（かな） 例：やまだ

*保護者等②の氏名 名（かな） 例：はなこ

*主従との関係

なし...

※その年の1月1日現在の市区町村までの住所を入力してください。

☐ 保護者等①と同一住所の場合はこちらを選択してください。

*郵便番号（保護者等②）

なし...

*市区部（保護者等②） 例：新宿区

※収入の修正申告や世帯の更正決定による市区町村長との調製送付票（調製送付票）又は市区町村長との調製送付票の交付や世帯、異動、電子通知等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず事前に連絡してください。

次へ

生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

- 1 保護者等①の氏名、続柄、住所を入力します。
- 2 「上記以外の別の保護者等の収入状況を届け出る」を選択した場合、保護者等②の氏名、続柄、住所を入力します。
- 3 入力を終わったら「次へ」ボタンをクリックします。
⇒P.26へ

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



D 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（4/8）

[申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（4/8）

1

扶養者情報

※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を念めて入力してください（該当する兄弟姉妹がない場合、生徒本人の状況のみ入力してください。）

- 7月1日現在高校生でない15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
- 7月1日現在高校生である兄弟姉妹

※ 対象の兄弟姉妹、生徒本人が何字かに関わらず、年長の順に第1子の入力欄から入力してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、登録する申請の扶養者情報には、必ず同じ状況を入力してください。

※ 扶養するお子様が5名以上の場合は学校に連絡し、他の申請書にて対応をお願い致します。

【扶養するお子様の状況について】

* 上記奨学事項に該当するお子様（生徒本人を含む）の人数を選択してください。

2人

* 生徒本人が該当する項目を選択してください。

第1子

扶養するお子様情報（第2子）

* 扶養するお子様（第2子）の氏名 姓（漢字） 例：山田

山田

* 扶養するお子様（第2子）の氏名 名（漢字） 例：二郎

二郎

* 扶養するお子様（第2子）の氏名 姓（かな） 例：やまだ

やまだ

* 扶養するお子様（第2子）の氏名 名（かな） 例：じろう

じろう

* 生年月日 例：2023/01/01

2008/07/01

* 学校名・職業等 例：〇〇高校2年、フリーターなど

〇〇高校2年

2

* 該当するお子様は高校生等ですか。

☐ 都立高校生

☒ 都立以外高校生

☐ 高校生でない

* 該当するお子様がお通いの学校は通学制ですか。

☒ はい

☐ いいえ

3

次の

次へ

1 「扶養するお子様の状況について」を入力します。2人から4人お子様がいる場合、生徒本人以外のお子様の情報を入力します。

2 該当するお子様が高校生等か否か、高校生等の場合、定時制か否かを選択します。

3 「次へ」ボタンをクリックします。

7/1現在高校生でない15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合、もしくは収入状況の選択で⑤か⑥を選択した場合
⇒P.25

上記以外の場合
⇒P.26

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



E 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（5/8）

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一郎](#)[＜ 申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（5/8）

『生徒本人及び兄弟姉妹の健康保険証の写し』の提出が必要です。

*提出する健康保険証は国民健康保険ですか。

- ☒ はい
☐ いいえ

*扶養者の氏名 姓（漢字） 例：山田

*扶養者の氏名 名（漢字） 例：一郎

*扶養者の氏名 姓（かな） 例：やまだ

*扶養者の氏名 名（かな） 例：いちろう

*郵便番号（半角ハイフンなし） 例：1638001

*都道府県

都道府県

*市区部

例：新宿区

*町名 例：西新宿

*番地・建物名等（全角） 例：2-8-1

*次の事項を確認の上、チェックボックスを押ししてください。

☐ 扶養者を主として被扶養者を扶養していることを申し立てます。[前の画面](#)[次へ](#)

1 【提出する健康保険証は国民健康保険ですか。】を選択します。

2 「はい」の場合、扶養者氏名、郵便番号、住所を入力します。
「扶養者を主として被扶養者を扶養していることを申し立てます。」をチェックします。

3 「次へ」ボタンをクリックします。

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う



A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（6/8）

[ホーム](#)[申請履歴](#)[よくある質問（FAQ）](#)[利用ガイド](#)[山田 一部](#)[申請選択画面に戻る](#)

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（6/8）

1

*都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合は、充当委任状の提出が必要です。

- ☒ 提出する
☐ 提出しない

2

東京都教育委員会 様

私が支給を受ける東京都国公立高等学校等奨学のための給付金を学校徴収金に充てることについて、校長に委任することを承ります。

申請者の氏名（漢字）：

山田 一部

申請者の氏名（かな）：

やまだ いちろう

申請者の住所：

1638001
東京都新宿区西新宿 2-8-1

前の画面に戻る

3

入力内容の確認

1

【都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合は、充当委任状の提出が必要です】
委任状の提出の有無を入力します。

2

「提出する」の場合、委任状文面が表示されます。
【申請者の氏名】【申請者の住所】に間違いがないか確認します。

3

「入力内容の確認」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（申請者・生徒情報）を入力 3 申請情報（提出書類・収入状況選択）を入力 4 申請情報（申請者・生徒情報）を入力 5 申請情報（保護者情報）を入力 6 申請情報（扶養者情報）を入力 7 申請情報（委任状確認）を入力 8 申請情報の確認 9 申請完了

A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（7/8）

東京都教育委員会
東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（7/8）

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

1 入力した情報【申請者情報について】から【その他（充当委任状の提出）】に間違いがないか確認します。
※収入状況等の選択により表示される項目は異なります。

2 「（重要）次の事項を確認の上、チェックボックスを全て押下してください」をよく読み、かならず全てチェックします。
※収入状況等の選択によりチェックする項目の数が異なります

3 「登録」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-2. 奨学のための給付金の申請を行う

1 ログインする 2 申請情報（申請者・生徒情報）を入力 3 申請情報（提出書類・収入状況選択）を入力 4 申請情報（申請者・生徒情報）を入力 5 申請情報（保護者情報）を入力 6 申請情報（扶養者情報）を入力 7 申請情報（委任状確認）を入力 8 申請情報の確認 9 申請完了

A 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（8/8）



ホーム

申請履歴

よくある質問（FAQ）

利用ガイド

山田 一郎

＜ 申請選択画面に戻る

1

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金申請（8/8）

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金の申請が完了しました。

申請内容はメニュー内の「申請履歴」から確認いただけます。

※その他の紙提出書類につきましては、お通いの学校の経営企画室から配布された案内をご確認ください。

※奨学支援金等ですでに提出されている場合、収入に関する証明書の提出は不要です。

2

ホームに戻る

1 「東京都国公立高等学校奨学のための給付金の申請が完了しました」とメッセージが表示され、申請が完了しました。

2 「ホームに戻る」ボタンをクリックします。

東京都庁：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Copyright (C) Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

A 申請ページから申請状況を確認します

北山高等学校 山田太郎 様の申請ページです。

【お知らせ】

申請状況は「申請状況を見る」ボタンから確認いただけます。

現在、下記の申請登録を受付中です。

- 就学支援金
 - ・ 第2回
 - ・ 不申請意向の確認
- 給付型奨学金
 - ・ 通常申請 (当年度分)
 - ・ 家計急変
- 奨学給付金
 - ・ 通常申請
 - ・ 家計急変
- 学び直し支援金
 - ・ 第2回

申請受付へ進む

1

申請状況を見る

生徒・保護者等情報変更

1 「申請状況を見る」ボタンをクリックします。

2.操作説明 2-3. 申請状況を確認する

B 申請状況ページで申請状況を確認します

申請状況

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。

1

今年度（令和5年）

就学支援金（第1回）	（申請未済）
就学支援金（第2回）	（申請未済）
給付型奨学金（通常申請）	（申請未済）
給付型奨学金（専計急変）	（申請未済）
奨学のための給付金（通常申請）	（申請済み）
奨学のための給付金（専計急変）	（申請未済）
奨学のための給付金（早期給付）	（申請未済）
学び直し支援金（第1回）	（申請未済）
学び直し支援金（第2回）	（申請未済）

前年度（令和4年）

就学支援金（第1回）	—
就学支援金（第2回）	—
給付型奨学金（通常申請）	—
給付型奨学金（専計急変）	—
奨学のための給付金（通常申請）	—
奨学のための給付金（専計急変）	—
奨学のための給付金（早期給付）	—
学び直し支援金（第1回）	—
学び直し支援金（第2回）	—

一昨年度（令和3年）

就学支援金（第1回）	—
就学支援金（第2回）	—
給付型奨学金（通常申請）	—
給付型奨学金（専計急変）	—
奨学のための給付金（通常申請）	—
奨学のための給付金（専計急変）	—
奨学のための給付金（早期給付）	—
学び直し支援金（第1回）	—
学び直し支援金（第2回）	—

1 申請状況が表示されます。

（申請未済）

・ ・ 申請が行われていません。

（申請済み）

・ ・ 申請が完了しています。

※申請状況の更新には時間がかかりますので、申請の詳細は「申請履歴」から参照してください。